

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………
……………(総務局総合防災部防災管理課)……………一

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………一

告示 (海区漁調)

○東京海区における火光利用とびうお漁業の制限……………二
○東京海区におけるはご釣り漁業の制限……………三

公告

○特定非営利活動法人の認定……………
……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………四
○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………(同)……………四
○開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十八年東京都規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「二一、六〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「二〇、七〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、七〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「二六、二〇〇円」を「二六、四〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千六百四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

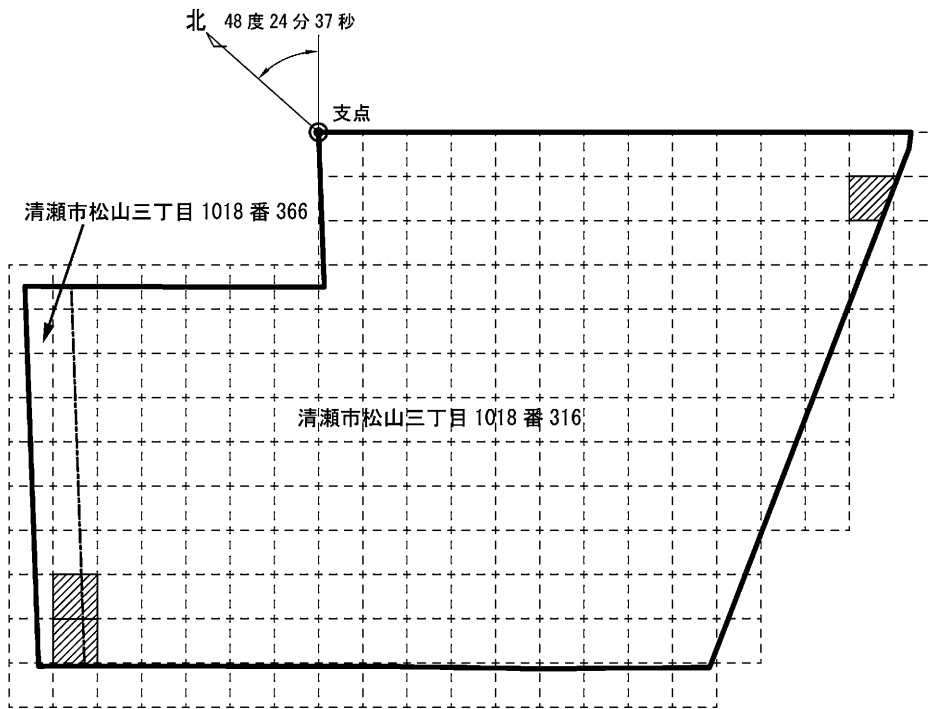
令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(清瀬市松山三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 筆境界
- - - 単区区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、座標値 (X=-25552.232、Y=-29042.702) とする。

※座標値は、測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) の規定により、世界測地系座標によって作成した。

【格子の回転角度 (48 度 24 分 37 秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第十二号

東京海区 (東京都内湾海域を除く。) における火光利用とびうお漁業 (集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびうおをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。) について、漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第一百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和四年十二月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
- (一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業
- (三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

- 二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和五年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和五年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十三号

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）におけるはご釣り漁業（こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、かんぱち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和四年十二月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

ただし、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(一) 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業（東京都所属船舶については、総トン数十五トン以上の船舶を使用する操業）

(二) 夜間（日没から日の出までの間をいう。）の操業

(承認操業)

二 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島

（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩

須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千

五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 百六十隻

神奈川県 八十隻

千葉県 四十隻

静岡県 五十二隻

その他の県 十八隻

(二) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合

ウ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合

エ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

三 この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(承認の取消し)

四 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

(一) 承認を受けた者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたととき。

(操業実績報告書の提出義務)

五 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和六年四月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

六 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

七 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。
 (指示の有効期間)

八 この指示の有効期間は、令和五年三月一日から令和六年二月二十九日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人10代・20代の妊娠SOS新宿

ーキッズ&ファミリィ

二 代表者の氏名

佐藤 初美

三 主たる事務所の所在地

新宿区西早稲田三丁目八番十一号

四 認定の有効期間

令和四年十月二十七日から令和九年十月二十六日まで

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン

二 代表者の氏名

松本 恵里

三 主たる事務所の所在地

杉並区永福四丁目一番九号 エイジアームズーB

四 更新された認定の有効期間

令和四年七月二十七日から令和九年七月二十六日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本多発性硬化症協会

二 代表者の氏名

水谷 裕之

三 主たる事務所の所在地

台東区寿四丁目一番二号

四 更新された認定の有効期間

令和四年七月二十八日から令和九年七月二十七日まで

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十二月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市下里一丁目千七百七 東久留米市下里一丁目六番
十九番四(第二工区) 三十四号 島崎 秋男

東久留米市下里一丁目六番
三十四号 島崎喜美子

発行所 東京都新宿区西新宿三丁目八番一號 郵便番号 163-8001
 定価 一箇月 六、六〇〇円 三〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

